

## とちぎ食の安全・安心推進会議（第27回）議事録

1 日 時 令和2(2020)年7月16日(木) 14:00～16:00

2 場 所 県公館

3 委員総数16名(出席者15名、欠席者1名)

(1)出席

荒牧委員、石井委員、今村委員、木村委員、齋藤委員、佐藤委員、白石委員、高橋委員、竹内委員、手塚委員、中村委員、永嶋委員、藤澤委員、堀口委員、増渕委員

(2)欠席

前田委員

(3)事務局

関本保健福祉部次長、清水農政部次長兼農政課長、八木沢生活衛生課長 ほか

## 4 議事録

(司会)

ただ今から第27回とちぎ食の安全・安心推進会議を開会いたします。

始めに今年度数名の委員の方の交代がありましたのでご紹介いたします。委員名簿を合わせてご覧いただきたいと思っております。公益社団法人栃木県栄養士会から糸まりこ委員の後任として会長の佐藤敏子委員、栃木県議会から横松盛人委員の後任として白石資隆委員、栃木県女性農業士会から山本容子委員の後任として会長の手塚敏子委員、栃木県農業士会から有本孝之委員の後任として副会長の永嶋繁委員、以上の方々が交代となりましたのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の予定を説明させていただきます。開会の挨拶の後、議事に入りますが議事や意見等も含めまして概ね午後4時の終了を予定しております。どうぞご協力をお願い申し上げます。

次に、委員の方々の出欠につきましてご報告申し上げます。本日は16名の委員の皆様から15名の方々に出席をいただいております。前田勇委員におかれましてはご都合により欠席との連絡を受けております。従いまして、とちぎ食の安全・安心推進会議規則第5条第2項の規定に基づきまして、過半数の委員の出席の規定を満たしており本会議が有効に成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、栃木県保健福祉部次長関本充博からご挨拶申し上げます。

(事務局：保健福祉部次長)

皆さんこんにちは。第27回とちぎ食の安全・安心推進会議の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては食品安全行政をはじめ、県政の推進に対しまして日頃から格別なご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。また、本日はご多忙のところ本会議にご出席をいただきまして重ねて深く感謝申し上げます。

さて、食は私たちが健康で豊かな生活を送る上で欠くことのできない大切なものでありまして、食品の安全性を確保することは極めて重要であります。しかしながら、食の安全と信頼性を揺るがす問題は絶えることなく発生するなど、消費者の食の安全に対する不安は収まることがございません。そのような中で今般、食品衛生法が一部改正されまして、原則として全ての食品事業者が HACCP に沿った衛生管理を行うことが義務化されるなど、我が国の食品安全衛生を取り巻く状況は大きく変化

しているところでございます。現在、栃木県におきましては、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例に規定されております基本計画の3期計画に基づきまして、食品の生産から消費に至る政策を、関係部局一丸となって緊密な連携のもとで環境に配慮した取組や、農畜産物の輸出促進に向けまして食の安全に関する各種政策の計画的な推進を進めているところでございます。

本日の会議におきましては、最終年度となります3期計画の進捗状況、そして次期計画となる4期計画の策定に向けまして、栃木県の目指す方向性や今後強化すべき取組について、皆様方のご審議をいただきますので忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### (会長)

会長を仰せつかっております。

昨今の新型コロナウイルス感染症対策に、国も栃木県も、そして関係機関も全力で防止に取り組んでおられます。そのような中で、また首都圏中心に徐々に増加傾向にあります。様々な取組がなされているところですが、今日の会議もこうして密にならないようにと、県のご配慮で開催できましたことに感謝を申し上げます。また、新型コロナウイルスに関しましては、副会長が一番のご専門でありますので、いろいろご指導を賜りたいと思います。皆様も、日頃から万全な感染症対策を取られていることと思います。そのような中で、現在、国も21日からのGO TO キャンペーンの実施について、相当総理も悩んでおられ、延期するかどうかと、昨日もお話を賜りました。そのような中で、with コロナ、新しい生活様式の中でどうやって皆様の生活を守るのか、その基本である食の安全・安心という信頼がなければ、私たちの生活は営めないということは事実です。そのような観点からも今日は、3期計画の進捗状況、そして4期計画の素案をご審議いただき、本当に重要な会議になると思います。こういう時期だからこそ栃木県の強みを更に大きく活かし、そして栃木県の今後の更なる発展と持続可能な県政と県民生活に結びつけるこの推進会議というのは、非常に大切な会議であると認識しております。皆様方の格別のご支援とご指導を賜りながら本日のご審議をよろしく申し上げます。

それでは、着座にて議事を進行させていただきます。

本日は次第の議題の(1)と(2)、その他と報告事項が1点あります。それでは、まず、議題(1)の3期計画の進捗状況と、議題(2)の次期計画の素案の2つに関しましては、両方とも関連していますので、2題を通して事務局からご説明をいただいた後に、委員の皆様からご意見ご質問をお受けしたいと思います。

それでは、まず、議題(1)のとちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画3期計画の進捗状況について、ご説明をお願いします。

#### (事務局：生活衛生課長)

生活衛生課長の八木沢です。

この後の事務局からの説明につきましては着座にて説明をさせていただきます。

それでは議題の(1)ですが、まず3期計画の進捗状況を報告させていただく前に、この基本計画策定の根拠となりますとちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例と3期計画の概要についてご説明させていただきたいと思っております。まず、お手元にお配りしました3期計画の冊子の53ページをご覧くださいと思います。まず、条例についてですが、第1条にありますとおり、この条例は食の安全、安心、信頼性の確保に関して基本理念を定めておりまして、県及び事業者の責務に加えまして、県民の役割を明らかにするとともに、食品の生産から製造、加工、流通、消費さらには廃棄、再生に渡る施策を、総合的かつ計画的に推進するということを目的としています。

次に基本計画についてですが、55ページをご覧くださいと思います。第8条の第1項に、知事は、食の安全、安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めると規定しております。その下の第4項で、この基本計画策定に当たっては、あらかじめとちぎ食の安全・安心推進会議の意見を聴取することとしております。

次に、3期計画の概要について、この冊子の1ページにお戻りいただきたいと思います。1の計画策定の趣旨になります。本文の下から2行目の後半の部分からですが、この計画は、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指して作成したもので、計画期間は平成28年度から令和2年度までの5カ年としております。2ページをご覧くださいと思います。この計画の基本的な考え方ですが、一つ目が生産から消費に至る一貫した食品の安全性と信頼性の確保、二つ目が県民、事業者、行政といった関係者の相互理解と協働の推進、三つ目が食の安全と信頼させるための県をはじめとした関係機関の体制の充実と連携強化、更に次の3ページのイメージ図の基本目標の2、これはこのポンチ絵の水色の部分になりますが、環境に配慮した生産から消費に至る活動を加えた4つを基本目標として施策を体系化しております。

続きまして5ページをご覧くださいと思います。施策の体系一覧になります。3期計画では、4つの基本目標と19の施策目標を設定しまして57の個別事業を展開しております。また、事業の進捗状況を確認するものとして19の指標を設定しております。議題(1)ではこれらの事業の進捗状況をご報告させていただきたいと考えています。このご報告に当たりましては二つの資料を用意しています。資料(1)として3期計画に係る実績一覧で、こちらは19の施策目標を一覧にしまして実施状況を経年的にまとめたものです。また、資料(2)として令和元年度の実績報告書の素案になります。こちらの資料については、最終的には県議会への報告を経まして県民に公表することになります。本日の会議におきまして内容をご報告させて頂いて、委員の皆様から頂いたご意見をこの報告書の今後の施策展開に反映したいと考えています。それでは計画の進捗状況につきまして、それぞれ農政部ならびに保健福祉部からご報告をさせていただきます。

#### **(事務局：農政部次長兼農政課長)**

農政部次長兼農政課長の清水です。資料1をご覧ください。基本目標1の生産から消費に至る安全と信頼の確保についてですが、生産から製造、加工、流通、消費に至る各段階で施策目標を設けています。その中でも生産段階における安全と信頼の確保は、主に農政部が関連する項目です。そして二つの政策目標を設定しています。この進捗状況及び取組を中心にご説明します。まず一つ目の(1)安全な農産物の生産の推進についてです。GAPの導入促進による安全な農産物の生産の推進を施策の一つとして掲げていまして、GAPの実践、農場点検を行う組織数やその割合を指標としています。ここでいう組織とは、いわゆるJAの生産部会など構成員が10名以上の生産組織を指しています。GAPですが、こちらは安全な農産物を安定的に供給していくことを目的に農産物の安全、環境の保全、作業者の安全を確保するため、適正な農業を実践していくこととされています。GAPの取組につきましては、農業生産活動における各工程の正確な実施、記録、点検評価を行う、いわゆるPDCAサイクルを行うことにより、次の作付に活かしていくなど持続的な改善活動です。指標項目であるGAPの実践及び農場点検を行う生産組織ですが、平成27年度の28組織14%を基準といたしまして、令和2年度まで段階的に組織数を増加させることとしています。これまで4カ年で55組織29%となり計画を上回る状況まで増加しています。また、来年に延期されました東京オリンピック・パラリンピックにおける農産物の供給条件にGAP認証が求められていますので、GAP認証取得への関心も高まっています。こうした中、本県では、GAP指導者養成研修の開催による人材の育成を行うとともに、平成30年度から栃木GAPの第三者確認の開始やレベルの高いグローバル

GAPの認証に必要な費用の支援などを行っています。今後も計画最終年度である令和2年度の達成に向けまして積極的に取り組んで参りたいと考えております。

次に、放射性物質対策による安全な農産物等の生産の推進についてです。資料1と合わせて資料2報告書の20ページをご覧ください。こちらは昨年度に県庁各部局農政部や環境森林部、保健福祉部で実施しました農産物等の放射性物質モニタリング検査結果の一覧です。農産物をはじめ、各区分、分類ごとに検査を実施した主な品目検査件数、検査結果として基準値を超過した件数及び割合をまとめたものです。検査の結果ですが、基準値を超えるものは野生鳥獣肉のみでした。その野生鳥獣肉ですが、上段のイノシシ肉(全頭検査)の欄につきましては、那珂川町の加工施設で処理したイノシシ肉で国から出荷制限がされてはおりますが、国と協議した上で、全頭検査により安全性が確認できた物のみ出荷しているところです。昨年度は442件検査した結果、19件、4%で基準値を超過したものです。また、上記以外の野生鳥獣肉欄のイノシシとシカの肉ですが、基準値を超過しているものがありますが、それは出荷制限中の品目を参考に検査しているものでして、検査結果に関わらず出荷は行なっておりません。以上が政策目標(1)安全な農産物の生産の推進の進捗状況と取組の説明です。

資料1の二つ目の政策目標である(2)生産者等に対する監視指導の強化について説明いたします。こちらの政策目標では農薬の使用者及び販売者に対する監視指導の実施、畜産における監視指導の実施、水産における監視指導の実施を政策として掲げまして、農薬や動物用医薬品の使用、養殖衛生管理等を適正に実施することで安全と信頼を確保することとしています。各項目とも指標を達成し、今後も引き続き計画的に監視や指導に取り組んでいくこととしております。また、指標に掲げている指導や検査のほか、会議や研修会、個別相談等を通じ、農薬や動物用医薬品等の適正な使用、流通、販売の確保に向けて取り組んでおりまして、今後もその取組を継続していきたいと考えています。

続きまして、資料の1の裏面の中段をご覧ください。中段の基本目標2の環境に配慮した生産から消費に至る活動です。こちらは、政策目標を(1)環境と調和のとれた生産活動であるエコ農業とちぎの推進を設定しています。指標は生物農薬等の環境に配慮した資材の使用面積です。平成27年の9,441ヘクタールを基準に年度目標を設定して取り組んでいます。令和元年度は12,900ヘクタールとなっております目標を達成しています。なお、生物農薬とは天敵昆虫や微生物を利用した農薬のことです。この他にもIPM(総合的病害虫・雑草管理)に係るモデル展示ほ場の設置などを行っておりまして、今後も環境と調和した農業の推進に取り組んでいきたいと考えています。

農政部からの説明は以上です。

#### (事務局：生活衛生課長)

続きまして、環境森林部並びに保健福祉部に係る項目につきまして、資料1を基にご報告します。基本目標1の施策目標の(1)安全な農産物の生産の推進では、原木しいたけの出荷制限一部解除の市町数を指標としています。これは、安全、安心な原木しいたけを消費者に提供していくために、栃木県きのこ生産工程管理基準、いわゆる“きのこGAP”に基づく栽培方法を普及して、放射性物質の影響による出荷制限の解除を県内のすべての市町で進めています。しかしながら昨年度、残念ながら指標を達成することが出来ませんでした。その理由は、令和元年度時点で出荷制限一部解除ができていない町、塩谷町と上三川町、この2町においては、対象としている生産者が廃業してしまい、現段階では解除させることができない状況にあるということです。このような現状ですが、引き続き“きのこGAP”に基づく栽培方法の普及を通しまして、より安全なきのこの栽培に努めて参りたいと考えております。

次に、政策目標の(3)食品営業者等による自主衛生管理の推進ですが、ここでは HACCP に関する取組を含む三つの施策を展開しています。一つ目のとちぎ HACCP を含む自主衛生管理の推進では、HACCPに取り組み施設数を指標としています。昨年度は、各種講習会やセミナーをはじめとした民間活力を活用した個別支援の成果に加え、HACCPの取組状況を行政として積極的に把握するため、ハガキによる実態調査等を実施して、結果として254施設が HACCP による衛生管理に取り組んでいるということを確認しました。この HACCP ですが、改めて解説させていただきますと、一言で言うと国際標準の衛生管理手法ということです。普段やっている衛生管理について、それぞれの施設ごとにそのマニュアルを作り、そのマニュアルに基づいて作業を行い、結果を記録に残す。要は普段やっている衛生管理を見える化するということにあります。もう少し詳しく説明しますと、いずれの事業者も、例えば食中毒が起きないように、あるいは異物が混入しないように普段から様々な取組を実施している訳ですが、その普段から取り組んでいる衛生管理の方法とか、あるいは注意点をあらかじめそのマニュアルで明らかにして、そのマニュアルに基づいて実際に衛生管理を実施し、その結果を記録に残し、普段行っている作業の中でマニュアルを見直すべきところがあれば見直して、また実際やってみる、そして、また記録に残してそのマニュアルを見直す、いわゆるPDCAサイクルに沿った衛生管理ということでご理解いただければと思います。このHACCPは、平成30年の6月に食品衛生法が改正になり、全ての事業者を対象に制度化されました。この制度化については令和3年の6月から本格施行になります。この本格施行に向けまして、いかに効率よくこの HACCP による衛生管理の実践を支援していくかということが大きな課題ですが、今後はそれぞれの営業施設は事業者の状況に合わせた個別の指導、支援というのがますます重要となっていくと考えており、我々指導する側の資質の向上も含めて効果的な支援に努めて参ります。

続きまして、その一段下の欄になりますが、HACCP による衛生管理の普及啓発についてですが、この施策につきましては指標として HACCP の普及に関する講習会受講者数を掲げております。事業内容としては、食品衛生責任者が定期的に受講することとなっている講習会に HACCP による衛生管理について盛り込んでおり、こちらの昨年度の受講者数は合わせて5,779人となり、既に指標を上回っている状況でございます。この食品衛生責任者につきましては、食品衛生法施行条例に基づき食品営業施設に必ず1名設置が義務付けられています。役割としては、施設の衛生管理や従業員への衛生管理を担う立場です。3年に1回講習会の受講が義務付けられています。

次に、施策目標の(4)食品営業者等に対する監視指導の強化ですが、二つの指標を設定しています。一つ目の食品関係施設に対する監視指導には、食中毒予防対策をはじめ食品の適正表示、HACCP衛生管理の導入、促進などを重点監視指導項目として実施しており、実績としては計画件数を超える立入調査を実施しています。また、食品検査につきましても計画件数を超える3,504件を実施しております。これらの実施結果につきましては、この後の報告事項の方でご説明します。

次に、資料1の裏面になりますが、施策目標の(5)食品表示の適正化の推進につきましては、農林水産省関東農政局をはじめ、宇都宮市や庁内の関係課の合同による監視指導を実施しており、計画件数を上回る結果となっております。

次に、施策目標の(7)食品の安全性に関する情報発信強化による理解促進ですが、ここでは、二つの施策を掲げております。一つ目は、消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施ですが、こちらは食品安全講習会の受講者数を指標としております。内容としては、食中毒予防をはじめとした食品の安全や食品表示、農産物の安全性に関する内容で、それぞれの関係課が相互に連携しまして実施しています。もう一つの施策、子どもの頃からの食品の安全性に関する学習推進ですが、こちらは小学5年生と6年生を対象にした食品安全教室を開催しまして、食品の表示の見方をはじめ食中毒予防、手洗いの実験などを盛り込んだ内容で実施しております。また、中学生を対

象とした食品安全ゼミナールでは、先ほどの小学生を対象にした内容に、更に食の安全についてリスクを考える内容を盛り込んだ事業を実施しています。令和元年度の実績につきましては、お手元の資料の通りでございます。今後も教育委員会を含め関係各課と連携して、小学生や中学生を対象にそれぞれの成長度合いに応じた食品の安全性に関する学習の機会を設けまして、特に子どもの頃からの食品の安全性に関する学習の推進に努めて参ります。

次に、基本目標3のリスクコミュニケーションによる相互理解の促進になりますが、生産から消費までの各段階の関係者間の相互理解を深めることを目的として各種テーマを題材に、リスコミを推進しています。昨年度はリスコミをはじめ各種の意見交換の場を計14回設定して参加者は延べ846人という結果でした。これらの意見交換会のテーマは、県政世論調査の結果をもとに県民の関心の高いテーマはじめ近年の情勢を踏まえた題材としております。引き続き消費者団体との協働あるいは認定こども園や学校等と連携して広く県民との意見交換を通して相互理解の推進を図っていきたいと考えております。3期計画の進捗状況については以上です。

#### (会長)

続きまして、(2)とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画の4期計画の素案につきまして、事務局からご説明をお願いします。

#### (事務局：生活衛生課長)

それでは議題(2)の4期計画の素案について資料3-1と3-2を使用してお説明します。まず資料3-1ですが、こちらは4期計画の体系をまとめたもので、資料3-2は4期計画の素案という内容になっています。まず資料3-1をご覧ください。4期計画につきましては、今年の1月に開催しました第26回のとちぎ食の安全・安心推進会議で、計画の骨子であります基本目標と施策目標についてご了承いただきました。本日の会議では、主に、施策を展開していくための個別事業と、これらの事業の評価となる指標等についてご説明します。

はじめに4期計画の概要についてです。まず、1の策定の趣旨ですが、今般、現在の3期計画が今年度をもって最終年度を迎えますので、食に関わる事件・事故の発生状況や国の施策等を踏まえまして、より一層食の安全、安心、信頼性の確保を推進するために4期計画を策定するものです。計画の性格は、条例に基づく基本計画であることに加えまして、県政の基本方針でありますとちぎ元気発信プランをはじめ、栃木県農業振興計画などの関係計画と整合性を図りながら策定するものです。計画の期間としては、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。また、食の安全、安心に関しての現状分析や近年の情勢からこの資料の5に記載しました次期計画の方向性を4つにまとめ、これらを消費者や事業者、行政の理解促進を図ることなどを掲げております。次に今後のスケジュールですが、本日の推進会議で素案をご審議いただいた後、庁内関係各課による検討委員会を開催して、この後の計画案についての検討を進めることとしております。そして11月のパブリックコメントの実施を経まして、来年1月の推進会議において最終的な計画案についてお諮りさせていただいて、4期計画の策定と公表については来年の3月、県議会へは4月のご報告を予定しています。次に、骨子について説明させていただきます。資料は右側のポンチ絵をご覧ください。現在の3期計画が概ね目標を達成している状況ですので、現在の3期計画をベースとして、次の4期計画では、食品の生産、製造、販売を行う事業者をはじめ、行政も含めそれぞれの責務や消費者の役割を明確にするために、これらの三者を柱として基本目標を三つに設定しております。また、生産段階においては、本県の農産物、畜産物、水産物そして特用林産物についてそれぞれの取組をどのように展開していくのが明確になるよう、これを対象にまとめることといたしました。もう一点、3期計画に

における基本目標、3期計画の骨子は一番左側にまとめてありますが、基本目標2 環境に配慮した活動、これを具体的に誰が取り組むのか振り分けることとして、4期計画では事業者、行政、消費者それぞれで整理しています。以上が計画の骨子として今年1月の推進会議においてご了承いただいた内容の概要です。この骨子に基づきまして、庁内の関係する28の部署から施策を展開するための個別事業を集約したところ、この資料3-1の一番右側の欄になりますが、46の個別事業としてまとめました。下線が引いてある項目を重点項目としたいと考えております。まず、基本目標の1ですが、こちらでは生産段階においてGAPを含めた生産工程管理と記録に関連する事業、食品の製造と食品関連事業者においては、HACCPによる自主衛生管理の定着と適正な食品表示の実施に関連する事業、基本目標の2におきましては、行政において監視指導體制の充実、強化と指導の徹底、危機管理体制の強化、基本目標の3では消費者において事業者、行政等との相互理解の促進に関連する事業を対象としております。これらの中でGAPとHACCPの推進につきましては3期計画からの継続となりますが、3期計画においてはオリンピック・パラリンピックの開催を控えていましたのでGAP、HACCPの認知度を上げることや認証の取得に重きを置いて取り組んできましたが、次の4期計画の5年間にしましては、引き続きこの認知度向上や制度の周知はもちろんのこと、更に一歩進めまして、これまでに明らかになった課題、問題点を参考にしながら、これらを定着させていくための取組を進めて参りたいと考えております。

次に資料3-2をご覧ください。この資料の構成といたしましては、この資料の中の指標について、今回は次の4期計画の指標を検討するに当たっての参考とするため、3期計画の指標とそれぞれの経年の実績を掲載しました。先ほど3期計画の進捗状況においてご報告させていただいた実績等も踏まえまして、4期計画では現在の指標を継続していくのか、廃止するのか、あるいは別の指標を設定するのかについてもご説明いたします。それでは資料3-2の1ページ及び2ページにつきましては農政部の方から説明します。

#### **(事務局：農政部次長兼農政課長)**

資料3-2の1ページをご覧ください。基本目標1の生産から販売に至る各段階における食の安全の確保につきましては、生産段階における農産物、畜産物、水産物、特用林産物ごとに政策目標を設けています。こちらは主に農政部に関する項目でございます。政策目標①の安全で環境に調和した農産物の生産の推進につきましては、その下にありますとおり6つの施策の展開(個別事業)、3つの指標を検討しています。

指標のまず1番目のGAPの実践及び農場点検につきましては、本人以外のチェックによりGAPの精度を向上していきたいと考えており、現在新制度を検討中です。こちらは新制度に沿った別の指標を設定していきたいと考えています。

2番目の農薬使用者、販売者に対する立入検査数につきましては、県内の農薬販売届出を出している店舗数は約1,000件あります。概ね5年で一度、立入検査ができるよう計画しておりまして、こちらは指標を継続していきたいと考えています。

3番目の米トレーサビリティ法に基づく立入検査等での指導事項改善率につきましては、こちらの目標設定前は150件以上の指導改善を要する件数がありましたが、5年間で急減しまして、昨年度は1件と極めて少ない数となっています。また、違反事業者が確認された際、その都度指導していますので100%を維持しております。今後も100%を維持しなければならない項目でして、今回は指標としてもう十分ではないかという考えから、今回指標から削除することとしました。

4番目の生物農薬等の環境に配慮した資材の使用面積につきましては、既に最終年度の目標を達成していきまして想定される使用面積に到達しておりますので、1番目と同様に新たな指標を検討していきたいと考えております。

次のページをご覧ください。2ページ目の施策目標の②安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進についてですが、4つの施策の展開、1つの指標を検討しております。指標の動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数につきましては、家畜保健衛生所による動物用医薬品店舗販売業等及び医薬品使用者への立入検査数等や農業環境指導センターによる飼料製造者等への立入検査数の合計です。それぞれ、最低でも5年に一度は立入検査ができるよう指標を継続していきたいと考えております。

続いて指標目標③安全で環境に調和した水産物の生産の推進についてですが、2つの施策展開、1つの指標を検討しています。養殖衛生管理に関する指導実施指導者数につきましては、基本的に全事業者61者を巡回指導対象としておりまして、こちらの指標を継続していきたいと考えております。

農政部からの説明は以上でございます。

#### **(事務局：生活衛生課長)**

続きまして、資料3-2の2ページの施策目標の④安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進についてです。特用林産物につきましては、先ほどご説明しました通り、放射性物質対策といたしまして安全、安心な原木しいたけを消費者に提供していくため、生産工程管理基準に基づく栽培方法を普及して出荷制限解除を進めて参りました。出荷制限解除が進んでいない2町につきましては先ほどご説明申し上げた通り、解除に取り組めない状況にありますので、現在の指標は廃止することとしております。別の指標としまして、いわゆる“きのこ GAP”は、県内で栽培されるすべての原木しいたけと菌床しいたけに適用されますので、新たに栃木県きのこ GAP の導入生産者割合を指標として取組を普及し、より食の安全、安心と信頼性の確保に努めて参りたいと考えています。

次に、3ページをご覧ください。基本目標1の(2)製造・加工・流通・販売・段階での安全確保の施策目標の①食品関係事業者等による自主衛生管理の推進ですが、こちらはすべての事業者が HACCP に沿った衛生管理を継続して実施し、それを定着させる取組を強化していきたいと考えております。この取組に関連する指標としまして、従業員数が50名を超えるような、いわゆる大規模な施設、事業所、現在県内で約100施設ほど把握しておりますが、これらの施設を対象に専門的な監視指導を行うチームを編成して、この5年間で100施設全てを立入調査することを目標としたいと考えております。

次に、4ページをご覧ください。基本目標2の食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化の施策目標の②監視指導体制及び検査体制の充実・強化についてです。現在の指標が主に食品営業施設の監視指導を担う食品衛生監視員を対象とした研修会としておりますが、次の4期計画では更に、保健環境センターの研究員や給食施設への指導を行う栄養指導員、更に畜産分野の家畜防疫員などの職種にも対象を広げて新たな指標を設定したいと考えております。

施策目標の③の指標ですが、現在は残留農薬の一斉分析項目数を掲げており、今年度の目標270項目につきましては今年度達成できる見込みであります。この分析項目数270項目は、国内で使用されている農薬をほぼ網羅できる数字でありまして、これ以上にこの分析項目数を増やすということではなく、今後はこの数字を監視的な意味合いでの数として維持していくことを目標にしたいと考えております。

続いて5ページをご覧ください。健康危機管理体制の強化ですが、こちらは今般の食品衛生法の改正に伴う食品リコール制度、いわゆる食品の自主回収制度の運用強化を図るとともに、広域的な食中毒への対応や給食施設におけるアレルギー対策などの危機管理体制の強化を図っていきたいと考えております。

次に、6ページの基本目標③消費者の食に対する信頼性の確保についてです。施策目標の1、消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進ですが、こちらにつきましては、消費者の食の安全に関する正しい知識習得を支援するよう、地域や学校等に出向くなどに取り組んでおり、今後、継続しつつ情報発信を強化していきたいと考えております。現計画では食品安全講習会等の受講者数と小・中学生を対象とした講習会の受講者数を指標としていますが、こちらの参加者の累計というのは評価がしにくいということに加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により人を集めてのイベントがこれまで通り開催することは難しいだろうという現状も考慮いたしまして、有益な情報を速やかに適切に提供できるような取組を充実させていきたいと考えております。また、小・中学校への講習会ですが、こちらは、できれば宇都宮市を除く県内すべての学校、全部で410校ほどありまして、こちらを5年間ですべて回るという目標にしたいところではありますが、そうしますと年間約80校を回らなければいけないという現実的ではない状況になりますので、宇都宮市を除く県内の24市町を5年で一巡する目標にしたいと考えております。

続いて、7ページをご覧ください。施策目標①の消費者、事業者、行政間の相互理解の促進と支援ですが、こちらは意見交換会や交流により、相互理解を促進して食の信頼性の向上に繋げていく事業を進めて参りたいと考えています。指標といたしましては、消費者、事業者、行政間での意見交換会の参加者数としていますが、こちらも参加者の累計というのは評価がしにくいということや、意見交換会の現状としまして参加者の年齢層に偏りが見られるということが課題であると考えております。そこで、意見交換会に若年層や子育て世代の参加割合を高めることを目標として取組の充実を図って参りたいと考えております。

最後に施策目標の②環境に配慮した消費活動の推進ですが、こちらは環境への負荷の低減に向けまして食品を無駄にしない取組など、環境に調和した取組を推進することとしています。新たな指標としましては、食品ロス問題の認識に対する認知度の向上を設定したいと考えています。

4期計画の素案についての説明については以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

#### (会長)

詳細なご説明をいただきました。

3期計画の進捗状況、そして次期計画の4期計画の素案のポイントに基づくご審議に入ります。

3期計画は今年度で終期を迎えますので、令和3年度から5年間にわたる4期計画については、第26回の推進会議で皆様からご審議いただきまして骨子をお認めいただきました。それに基づき、今日は具体的な施策の展開案について事務局からお示しいただきました。事務局からご説明がございましたように、資料3-1の施策の展開案の右側の箇所でアンダーラインの部分が、4期計画の重点項目ということです。ここは、特にこれから4期計画の中で重点的に取り組んでいく課題であると思っております。また、事務局からご説明がありましたように、継続の有無というのがこの資料3-2の基本目標の1からありまして、一番右側の各指標の表の右側に「検討中」「継続」「廃止」などいろいろあります。3期計画まで進んで参りましたので4期計画に向けて様々な検討を行った結果、事務局の方では継続の有無、そしてまた別の指標を検討しています。例えば、基本目標1の(2)の3ページの上のところ、HACCPに関する取組の施設数等ですが、これについては新たな対応を図っていかれるとのご説明がありました。いろいろ新規事業も打ち出していただきました。そういう観点から委員の皆様

から、これらのご説明を受けてご質問やご意見を賜りたいと思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いします。

**(委員)**

G-GAPについてですが、対象は農産物だけでなく、畜産や水産物に対してこれからどのような取組を図っていくのかお聞きしたい。

**(事務局：畜産振興課)**

畜産については、まだまだ新規開拓といったところで、今のところ、県内で7農場ほど畜産GAPの認証を取得しております。畜産の分野では、農場HACCPの方が先行していたという背景がございますので、今後HACCPを取得したところが更にGAPにチャレンジしようというような状況で進めています。

**(事務局：農政部次長兼農政課長)**

水産物については、同じようにGAP手法や水産エコラベルがあります。しかし、まだ県内では認証を受けている業者はおりません。こういったGAP手法や水産エコラベルについても、生産者に情報提供していきたいと考えています。

**(委員)**

GAPそのものは、もともとはオリンピックに合わせていて、これは大変な問題だと思いましたが、オリンピックに向けて良い機会ですので、何とかもつと裾野を広げて頑張っていたらありがたいと思えました。

**(委員)**

皆さんがすごく前向きに取組をされてきたということをお聞きしまして、次期計画に向かってというところで質問や意見を寄せたいと思います。

資料3-2の6ページ、7ページ目ですが、情報を共有して相互理解を促進していく中で、最終的には信頼関係が生まれ、リスクを受容し合意形成に至るというプロセスがあります。それで情報の共有というところで6ページに書いてありますが、先ほどご説明がありました小・中学校の児童生徒を対象にしているというお話だったのですが、子ども達も大事なのですが、子ども達に教育をする立場にある、例えば栄養教諭の方々や学校の栄養士、また養護教諭の方々、あと保健体育の先生が食品安全に関わるところにおられまして、皆様が学校を回るという方法もありますが、このご時世でありますのでさすがに410校を回ることは大変だと思います。先生は人事異動があつていろいろなところに行きますし、学年の担任もいろいろ変わりますので普及啓発の情報を普及するという意味においては、やはりそのハブになる人達、学校現場のハブになる人達をいかにして皆さんのような安全のプロである方々から、情報をしっかり伝達するというのが、一つ重要ではないかと思えます。子ども達はもちろん大事ではありますが、プロフェSSIONALの方々も学校にもおられるわけですから、そのような人材といかにタッグを組んでいくかが重要かと思えます。それで宣伝ではありませんが、内閣府の食品安全委員会でも、やはり学校教育の関係者との連携ということで、ここ数年は、特に関東の、例えば東京都や埼玉県とか近郊であれば事務局からも人を派遣することをやっております。3期計画の43ページ目に他機関との連携ということで食品安全委員会を書いていますので、是非、

今後連携を図っていただく意味で、事務局を活用していただければと思います。埼玉県の教育委員会の主催する研修会に職員を派遣しておりますので、ご活用していただければと思います。それに関連するのですが、資料3-2の7ページですが、先ほど様々な年齢層の参加割合にしていきたいというお話でしたが、相互理解を進めるというのは知識を共有する話の次のステップなので、より具体的な問題、課題について意見を言い合わないと相互理解になりません。だから参加割合ではないんです。実は、参加者が増えたから、いろんな層の人が参加したから相互理解が進むのではなく、「この問題をどうやってこの栃木県で取り組んでいきますか」というような、例えば先ほど委員が言われたGAPに関して、「栃木県ではこういうふうに頑張ってきたんだけど、今後どうやって行きますか」ということをそれぞれの立場の方々に、「じゃあ私たちこういうことができるからこういうことは協力するよ」とかいうような、皆さんで話し合っただけで先に進んでいく、それをサポートするのが県の方々であるという考え方になれば、様々な層が参加すれば良いという話ではありません。より具体的な意見交換会でなくては相互理解にはならないので、より具体的な何かテーマを、例えば国体などいろいろあると思いますので、テーマを設定されて、具体的にそれぞれの役割の方々が活動できるような何か企画というか、それこそ話し合い、ミーティングを何度か重ねてやる。意見交換会の参加者数も少なくても済むでしょうし、今日ここにはそういうお立場の方が、栄養士会の方であったり、公募の委員の方であったり、農業の従事者の方がいらっしゃいますので、そういうステークホルダーの方々との具体的な政策に関する意見交換が必要ではないかと考えています。最後にもう一点だけ、先ほど新型コロナウイルス感染症の対策ということで、数ではなくてという話もありましたが、これが監視指導に当たるかといったら多分違うと思うのですが、健康増進課とも協働すると書いてありますので、やはり産業からすれば飲食店は今非常に厳しくなっていますが、飲食店の方々に新型コロナウイルス感染症対策に関してのアドバイスができる人は誰なのかと考えた時に、小さなお店ほど多分困っているのではないかと、でももちろんできること、できないことはあると思いますが、そういうところのアドバイスを、例えば健康増進課や食品衛生監視員の方々も感染症に関わっていると思うので、普段からそういうところまで、サポートできるようにするのか、しないのか。栃木県なりの売りを出すのか、そこまで考えていただければ、栃木でお店をしていてよかったと、お店をする人も思うだろうし、お客さんも栃木のそういう県庁のサポートが入っているとすれば安心してお店を利用できると個人的に思います。

#### **（事務局：生活衛生課長）**

まず、1点目の栄養教諭や保健体育の先生との連携ですが、効率性を考えれば、そういった人へ講習会の開催が有効であることから、本県でもその点について一時期検討した時期はありました。ただ、実際に実現できなかったわけですが、改めて今、委員からも指摘をいただきましてその重要性を改めて認識いたしました。その代わりではないのですが、実は調理師とか製菓衛生師養成施設に対して食の安全性についての定期的な授業の実施をここ3年ぐらい取り組んでおまして、今ご指摘いただいたような取組についても実現できないか前向きに検討していきたいと思います。その時には是非、委員にもご相談させていただければと思います。

二つ目の意見交換会の各世代の参加者の割合についてのご指摘ですが、これについてはまさに委員はリスコミの専門家ということで、なかなか奥の深い話でしたのでこの辺については改めて話を聞かせていただけたらと思います。

最後の飲食店等での小規模施設の新型コロナウイルス感染症対策ですが、確かに飲食店とその所管健康福祉センター、いわゆる保健所の関わりというのはまさに強い関わりがあるということで、その対策としては十分な効果が見込まれると思いますが、現段階では本県内でも新型コロナウイルスの感染者数が増加傾向にありまして、なかなか各保健所のマンパワーが飲食店の感染防止対策の

方に手が回らない現状でございます。この辺については、どういう形で対応できるかというのは少し時間をかけて検討が必要ではないかと考えております。

いずれにしましても、今後いろいろと委員の方にはご相談させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

#### (委員)

今お聞きして思いましたが、学校の先生になる前の教育学部の教員養成課程があります。大学生は消費者にもなりますし学校の先生にもなりますので、そういう意味では宇都宮大学とかそういう学校と連携するというのも、あり得るのではないかと思います。小・中学校の先生の時間を割くのは大変ですが、大学生は割とまだ時間的余裕が無きにしもあらずですし、今回このような状況になりWEBを使って授業を受けるというのもやっているの、そういう意味では皆さんが出向かずにも出来る可能性はあると思えました。教育委員会と時間的余裕のない中でやるのも大変なので、大学との連携はひとつ、調理師学校の話をお聞きしましたのであり得るかなと思えました。

是非、調理師学校とか実際やられていることをもう少しアピールした方がよいのではないかと思います。どこかに書いておいた方がよろしいのではないかと思います。

#### (会長)

大変重要な分析をいただきましたので、今後の4期計画の策定の展開にも、3期計画の43ページの内閣府の食品安全委員会との連携についても、また、委員はそれぞれのご専門がありますのでご相談をいただいて更に効果を高めるような施策を展開していただけたらと思います。

コアパーソンは委員がおっしゃるように非常に重要です。そういったところをターゲットにして広げていくという、いろいろなやり方を今日教えていただきましたので、また事務局とよく相談いただきながら展開していきたいと思っています。

#### (委員)

栄養士会でございます。先ほど、委員から良いご意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。やはりモデルを作るということは大事であると私も痛感しております。私も管理栄養士であり、学生の時代から衛生を学んでおりますので、最新版の情報をいただくと普及がかなりスムーズかと思えます。また、医療関係に勤務しておりましたので、HACCPの講習会は行った方が良いと伝えておきました。やはりその辺りで連携をとることと、それから国体に向けて献立のサポートもさせていただいていますが、その時に栄養素だけではなくて衛生面も含めた栃木モデルを作っていければいいのではないかと今日感じた次第です。

#### (会長)

また重要な点をご指摘いただきましたので、事務局、よろしく申し上げます。

#### (委員)

昨年、いちごの残留農薬の問題がありました。栃木県はいちご王国でありますので、農産物の中でもいちごのウェイトが非常に重要な部分であると思えます。次の4期計画の中でどのように捉えていくのか。例えばHACCPであれば、食品衛生法の改正で全事業所が対象になると先ほど説明がありましたし、きのこGAPもあるという話の中で、栃木県ならではのいちご農家に関するGAPの目標値を

別に作るとか、これはいちごだけではないかと思いますが、なしや農産物、先日の輸出促進会議で十億円にしたいとの話がありました。

本日の説明ではGAPが全体的な話になっており、もっと個別的なお考えがあるのかどうかということをもっと伺いたいと思います。

#### **（事務局：農政次長兼農政課長）**

残留農薬の問題は平成31年1月にありました。いちごは栃木県の顔となる農産物です。こういった問題が発生することは、栃木県のいちごに対する信頼性の失墜に繋がることであると農政部で判断しまして、GAPの取組について強化する必要があると考え、昨年度から県内の全いちご生産者に対して「栃木いちごGAP」という取組を進めています。これは2年間、本年度までに実施する予定であり、いちご専用の外部検査項目、これは58項目ありますが、こちらを設定しまして第三者機関である県やJA中央会などが実際に書類やほ場を検査する外部検査を実施してGAPの取組の精度向上を図っているところです。そのようなことで、これまでに生産者の3割が取り組んでおり、今年度中には全てのいちご生産者がこの取組を実施予定しているところです。

また、他の農産物につきましてもGAPの取組みは重要ですので、今後、外部のよる点検の仕組みを設けてGAPの精度を上げるような仕組みを現在検討しています。

#### **（委員）**

一つ目、資料3-2の3ページですが、HACCPを広めるのが非常に重要であると思います。このHACCPに取り組む施設数が目標に達するのか、かなり疑問があります。この中で別指標を検討するとなっていますが、取り組む施設数を目標とした上で、この新たな項目を目標値として設定して取り組んでいくのか、今の取り組む施設数を無くして新たな指標にするのか。ちなみに、この目標値になかなか施設数が届かない中で、HACCP普及に関する講習会受講者数を指標として廃止する予定となっています。これを廃止することで施設に対して普及できないことに繋がっていくのではないかと、そこが心配なのでお答えをお願いします。

#### **（事務局：生活衛生課長）**

資料3-2の3ページのHACCPに取り組む施設数の別指標を検討中ですが、結論から申しますと、この指標については廃止をしたいと考えています。

その理由としてですが、先ほどご説明しましたとおり食品衛生法の改正によりHACCPが制度化されましてすべての事業者が対象になりました。5年前にこの指標を設定した時点では、まだ制度化ということになっておりませんでしたので、この母数となる対象施設についても明確にできていたのですが、今回制度化となりましたので対象施設が明確にできない現状がございます。そのため、この指標については廃止をしたいと考えております。その代わりとして、先ほどご説明しましたとおり監視の実績を指標にしたいと考えているところです。

もう1点の講習会の受講者数についてのご質問ですが、これについては別の指標でもこの受講者数を指標にした場合に、なかなかその評価しにくいという現状があります。またこれも先ほどご説明しましたとおり、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で人を集めてのイベントも含めてですが、講習会や研修会の開催がなかなか難しくなっている現状であるということがあります。またもう1つはこのHACCPの普及啓発につきましても、これまで各種研修会、講習会等を開催している座学での普及啓発で、だんだんと事業者の方もHACCPというのはどういうものかということを理解していただけているのではないかと考えています。そのような状況の中で次のステップとして、実際に営業施設に

立入調査をした時に個別にそれぞれの施設にあった普及、指導、支援に取り組む段階にきているのではないかと考えておまして、今回この研修会、講習会の受講者数については廃止するという判断に至りました。

#### (委員)

同じくこの7ページ目ですが、食品ロスで新たな指標として考えられている項目で食品ロスの問題に対する認知度の向上とあります。現状として食品ロス、廃棄物を具体的にどれだけ捨てているのか、無駄にしているのか、こうした部分を数値化ができていないのであれば、具体的な指標は難しいと考えます。一方、数値化ができるのならそういったものをこの指標として定めた方が良いと思いますがどうでしょうか。

#### (事務局：廃棄物対策課)

食品ロス発生量につきましては、国で平成29年度時点において612万トンということでの数値化がされていますが、本県についてはその実態は、まだこれから把握していくところです。まず、その認知度という点につきましては、平成30年度の県政世論調査の中で食品ロスの問題を知っているという割合が75.5%という状況ですので、それを更に引き上げていくということで考えています。なお、消費者庁でも同様に認知度の調査をしていますが、国の調査結果では、令和元年度の認知度は約80%程度でありました。まずは認知度を国レベルに、栃木県が追いつくような認知度の向上を図ってまいりたいと考えています。

#### (委員)

現状はよくわかりました。

具体的にこの認知度が増えても食品ロスが減るとは思えません。今回時間がないので数値化するのが難しいかもしれませんが頑張ってください。

#### (副会長)

委員の先ほどのご質問のHACCPに関してですが、資料3-2の3ページの取り組む施設数について、最終年度の400施設に達成しそうな状況で次期計画では別指標とし、これを指標にしないという先ほど説明がありました。課長の説明で、この間に食品衛生法の改正で世の中の事情が変わったというのがよく分かりましたが、その部分を具体的に説明しないと、達成できないから指標から外して、別のものを検討していると誤解される可能性があります。そのところは誤解のないように説明していただきたいと思います。

#### (委員)

質問と意見がございます。

質問は、農薬の立入検査のところで改善指導数が50件とありますが、その内容はどういうものかということです。

意見としましては、委員がおっしゃったように、リスクは今のやり方ではリスクにならないと思います。いつも県政アンケートで「食品添加物」というのが1位ですが、栃木県では「食品添加物」の学習会をしても、また1位です。それは受講者の対象が違うかもしれませんがそれだけでは言えませんが、やり方をもう少し考えていかなければいけないと思います。ワークショップ的なことをやるとか、いろいろ形を変えていくことが大切ではないかと感じております。

それからもう1点、環境に配慮した消費者の行動のところで、地産地消を進めることはとても大事であると思います。温暖化問題がここまで大変な状況の中、輸入食品を買うより、自分達の国のものを最低限食べること、それから地産地消をもっと進めていくことが大事ですので、その項目を入れていただけないかと思います。

#### **(事務局：農政部次長兼農政課長)**

改善指導50件の内訳ですが、農薬の販売者が48件、農業者が2件です。改善指導の内容につきましては、主に販売者は変更届等の未提出や帳簿の記載不備等です。また、農業者につきましては、農薬の適正な使用を指導したものです。

また地産地消ですが、農産物を運ぶエネルギーの節約にもなり、また海外から新型コロナウイルス感染症の影響で国外から農産物が入ってこない状況にも対応し、国産が非常に重要になってくることも考えられます。こうしたことで、地産地消に関する指標にどんなものがあるのかを検討していきたいと思います。

#### **(会長)**

以前はかなり地産地消と栃木県でも言っていたのですが、最近全国的にあまり言わなくなりました。地産地消で、委員の言葉をお借りすれば、日本一を目指すというキャッチフレーズで栃木県でももう1度全国に打って出るということも非常にインパクトが強いのではと思います。そうした意味でも委員のご指摘は非常に重要であります。この時代に新型コロナウイルス感染症の時代に打ち勝つための策、安心、安全な栃木の農産物、畜産物を日本国民の健康のために提供するという事は非常に重要であると思います。

それでは、時間の関係もありますので、先にもうひとつ報告事項があります。この報告事項を事務局からご説明いただいた後に、また全体討議を進めていきたいと思いますので、報告事項の(1)平成31年度栃木県食品衛生監視指導計画の実施結果について事務局からご説明をお願いします。

#### **(事務局：生活衛生課)**

平成31年度栃木県食品衛生監視指導計画の実施結果についてご報告させていただきます。

本県では、食品等の安全性を確保し県民の健康保護を図るため食品衛生法第24条及び栃木県とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画に基づきまして、年度ごとに栃木県食品衛生監視指導計画を策定し、食品関係営業施設等の監視指導や食品等の収去検査などを行っています。

資料4の実施結果の概要をご覧ください。監視指導により、食品関係営業施設に対し、14,564件の立入検査を行いました。この立入検査により発見された違反は102件で、このうち主なものとしては使用水、特に東日本台風によりまして井戸水の滅菌器が壊れてしまったものであり、それに対して改善指導を実施しました。また、昨年度の重点監視指導事項としましては、ノロウイルスによる食中毒の予防対策といたしまして、食品等事業者には食品等の衛生的な取扱について重点的な指導を行ったほか、11月1日から3月31日までを「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」と定めまして、ノロウイルス食中毒の多発が予想された時点で、特別警戒情報の発信を行い啓発活動に取り組みました。なお、昨年度の特別警戒情報は、12月12日に発信しました。

また、食品等事業者において令和3年6月に1年の猶予期間を経て制度化されますHACCPに沿った衛生管理については、関係事業者を対象としましたHACCPサポートセミナーなどを開催し、積極的な啓発助言を行いました。

次に食品等の収去検査についてですが、県内で製造流通している食品を対象に3,504検体の試験検査を行いました。その結果としましては、まず、食品衛生法で定める規格基準の違反が12件ありました。こちらの内訳としましては、アイスクリームの大腸菌群陽性、細菌数の超過や野菜からの残留農薬基準違反等がございました。また、衛生規範に関する不適合については32件、こちらは主に洋菓子などの細菌数超過でありました。これらの違反や不適合事案につきましては、再発防止のため営業者に対して必要な改善指導を行いました。また、食品中の放射性セシウムについての検査は184件行いましたが基準値を超えたものはありませんでした。

更に、県では細菌性食中毒が多発する傾向がある夏期とノロウイルスの食中毒が多発します年末の時期に一斉監視指導を実施しまして、夏期では3,014件、また、年末は1,624件の立入検査を行いました。

次に、食中毒と健康被害等の発生時の対応ですが、県内中核市であります宇都宮市を除きまして、もし食中毒を違う情報があった場合には各健康福祉センターにおきまして、食品及び営業施設に対して速やかに原因究明の調査及び食中毒予防対策に関する指導などを行います。昨年度につきましては、県内では食中毒として断定された事例はございませんでした。なお各健康福祉センターが受理した飲食後に体調不良を起こしたというような、いわゆる有症苦情など食中毒を疑う情報は65件あり、そのうち31件は、他の自治体からの調査依頼によるものでした。

次に情報共有、食品衛生に係る人材の養成資質の向上についてご報告します。

食品関係従事者等を対象に、食中毒予防や食品衛生に関する最新の知見などに関する衛生講習会を158回開催し、10,471名が参加しました。また、消費者等を対象に食中毒予防の講習会や県政出前講座、消費者に食品の安全性に対する正しい知識の促進と意見交換の推進のための食の安全に係るリスクコミュニケーション等を53回実施し、2,206名が参加しました。加えて、食品事業者のHACCPに対する取組を支援する人材の資質向上ということを目的にし、HACCPアドバイザーフォローアップ研修会を開催し、これ以外にも各健康福祉センターの食品衛生担当職員など食品関係の衛生指導に関わる人材の資質向上にも取り組んでおります。

今年度の監視指導計画につきましては、昨年度パブリックコメントを実施しまして、既に実施内容は公表しております。

なお、今年度は、先ほどからお話に出ていますHACCPに沿った衛生管理が制度化になるということから、食品等事業者に対しましてHACCPに沿った衛生管理の普及啓発と定着促進に係る普及啓発を図って参りたいと考えています。

#### (会長)

報告事項は、平成31年度栃木県食品衛生監視指導計画に基づく事業の実施結果の概要でした。引き続き、時間の許す限り全体討議を進めたいと思います。

#### (委員)

資料3-2の3ページのHACCPは、別指標で検討となっておりますが、栃木県には食に関わる事業者が数万あると思います。それで、たまたまHACCPに取り組む施設数としての指標数が400施設となっておりますが、今現在254施設という数は、とちぎHACCPが現在130数件ですので、その他の認証を受けたものがこの257施設数に合算されています。ところが、HACCPの考え方に基づいた衛生管理を行っている営業者が大多数であり、257とか400という数字以外にあるわけです。HACCPの考え方に基づいた衛生管理を行っている営業者に対する今後の取組について書かれていません。またそうしたことを数値化していけば、この程度まで進んだということが分かり、トップランナーの254とか

400の営業者のみでなく、他の中小零細営業者がまたその競争の原理が働くのではないかと思います。そうしたことをここにに入れていただければHACCPが推進していく気がしています。

また、前々からお願いしているとおり、食品衛生指導員や食品衛生推進員についての教育をしていただいておりますが、もっと増やしていただきながら行政と組みつつ HACCPを進められれば良いと思っています。

それからもうひとつ別の話なのですが、ただいま新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の取組が行われています。業界では「こういうことをやります」ということを県に届け出る、事業者はインターネットから「感染症防止取組宣言書」とステッカーをダウンロードして、「こういう取組を行っています」と独自でやっていることは書いて店頭等見えるところ貼り出すということに取り組んでいます。食品衛生協会は11支部県内にありますが、全事務局に情報を流しながら積極的に取り組んでほしいと呼びかけています。HACCPについても東京都でもやっていますが、栃木県でも積極的に頑張っているということをお伝えします。

#### (会長)

委員のご指摘の件の方もサポートしていただいて、積極的に安心、安全を担保できる仕組みを更に推進していただけたらと思います。

#### (委員)

消費者団体のひとりとして発言させていただきます。

まず、4期計画では、消費者としての基本目標を立てていただいて感謝をいたします。

質問ですが、資料3-2、6ページのところで「消費者が正しい知識に基づいて、主体的に食の安全に取り組めるよう、食の安全に関する正しい知識習得を支援します」とありますが、その下のところの指標で安全講習会の受講者数があります。私達、消費者団体に入っているメンバーが非常に高齢化してきています。講習会の話をしていただきますと参加させていただくのですが、参加をするメンバーというのが高齢化してきますので、安全講習会の受講者の年代がかなり上がってきているのではないかと思います。若い方たち40代、50代の人達が食に関することを学ぶ場を設けるという、その意識をもって声かけをしていくことが非常に大事ではないかと思います。そうしたことも加味してこの食品安全講習会をどのように開いていくのか、県民の各年代に食の安全に対する正しい知識の習得をどのように行っていくのかということをお聞きしたいと思います。

それからもうひとつ、先ほど地産地消という話がありましたが、私も本当に食品の安全は地産地消が大事であると考えています。海外から来るものにポストハーベストとして保存料を付けますので、そういう意味では、食の安全に対する正しい知識を対比して教えていただけると、消費者としては非常に分かりやすいと思います。「今、何が危険で何が安全なのか」ということを分かりやすく教えていただくような、そういうことを考慮した上で、是非、食品安全講習会を開いていただきたいと思います。

#### (事務局：生活衛生課長)

1点目のご質問について、先ほどの本編でご説明しましたが、まだ具体的にどのような方法でということまでは議論に至っておりません。できるだけ幅広くという視点では考えてはいますが、委員の皆様からのご意見、ご指摘を踏まえまして、次期計画の案の策定の時までには整理させていただければと思います。

### (会長)

もう1点、地産地消について提案がありました。安全性をきちっと周知してもらおうということで、見える化、地産地消はもともと見える化できるわけです。輸入食品というのは分からないところがたくさんありますし、そのような中で木村委員のご指摘、非常に重要であります。

### (委員)

ポストハーベストであっても、基本的には輸入食品に関する検疫として、農薬や食品添加物など、国内で使用してないものを使用する場合は、厚生労働省から食品安全委員会に答申が来まして、リスク評価が終わらないと輸入できません。もしそれが認められてないものが使われているとしたら、それは違反になります。そこは国のリスクアナリシスの制度に基づいて安全性を担保しているというように考えていただければと思います。

### (委員)

今の話ですが、講座などで非常に危険だと聞いています。そういう意味で、何の情報か正しいのかということが、本当に県からの情報とか、国からの情報でしたらそれが正しいと判断できますので、そういうことを是非いろいろなところで教えていただければありがたいと思います。今、いろいろな情報が溢れていますので、その情報で取捨選択するすべが分からないことがあります。是非お願いしたいと思います。

### (会長)

時間の関係もありますので、ここで副会長から全体的な討議のご感想と今後の取組の施策も含めてご発言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

### (副会長)

いま世の中の景色が一瞬にして変わってしまいました。感染症はやはり怖い、と私自身つくづく思いました。そのような中で、新型コロナウイルス感染症に関する食の安全、安心にも関連するような話ということでいくつか思い当たることがあります。もう一度この会議、推進会議の性格を整理させていただきたいと思います。やはり皆さんは、各組織を代表して委員として参加されていますので、情報共有、あるいは情報共有された中で「あそこがこうやっているし、うちはこれやっているからこれを一緒にやる」となり、もっと良くなるのではないかと考えています。一たす二は三にも四にもなります。そういうことがあれば良いと思います。

それからもう一つは、県に対して意見を申し述べる、あるいは提案をするというようなことで今日はいくつか出ておりました。ただこれを実際に県の政策に反映させるかどうかは、県の責任で、最終的には県知事の責任であると思います。そこにはやっぱり踏み込んではいけないのだろうと思います。そのところは、皆さんもよくお分かりと思いますが、再度確認させていただければと思います。

それから、食の安心、安全ということで、栃木県は、ご存じのように6月の初めに新型コロナウイルス感染症の患者が出て、これで収まるのかと聞いていたら、6月の下旬に、いわゆる接待を伴う飲食店から広がっていったということで、今週になってじわじわと増えてきています。いわゆる三密という問題になってきますが、飲食店というのは、やはりそこに相当該当します。これは接待を伴うかは関係なくなってきました。そういう中で国あるいは、栃木県も「もう集団防衛については諦めました。あとは個人防衛に移りましょう。」というような形になったと思います。「こういう対策をとっていない店に入るのは危ないよ、気を付けましょうね」というような形です。感染して帰って来ると家庭の中でさらに感染

させてしまうとか、職場で感染が広がる可能性があります。そういったことに注意する普及啓発をしていかなければならないと思います。逆に食品を扱う事業者については、これを契機にして新しいビジネスモデルを考えていかないといけないという気がしております。全く新しいことを事業者の方々に考えていただき、乗り切っていただきたいと思います。

それから最後になりますが、先ほど、どの情報を信用したら良いのかという話が出ましたが、新型コロナウイルス感染症のいろいろな情報について、国あるいは自治体が発信している情報については、信用していいのではないかと思います。また、マスコミにいろいろ取り上げられている、専門家の情報も含めて、やはり消費者としては、他の事業者の方々もそうですが、何が信用できるのかできないのかは、きちんと見極める能力を身に付けないといけないという気がしております。

#### (会長)

ありがとうございました。いつも、まとめと我々がこれから考えなければいけないこともご示唆をいただきまして、今回も貴重なお話をいただきまして、本当にありがとうございました。

まだご発言されていない委員の方が何人もおられるのですが、定刻の時間をかなりすぎましたので、ご意見がありましたら事務局の方に何なりと電話でもメールでも結構ですので、今日ご発言いただけなかった委員の皆様や、他の委員で言い足りない方とか、是非事務局にお申し出いただければ大変ありがたいと思います。次期の施策の展開の参考にさせていただきたいと思っております。

それでは若干時間を超過させていただきましたが、事務局におかれましては委員の皆様からいただきましたご意見、ご提言をしっかりと把握していただいて、行政として次期4期計画に大いに反映していただければと思います。

本日は、長時間にわたり熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。それではこの辺で進行を司会にお返ししたいと思います。

#### (司会)

委員の皆様には、大変貴重なご意見を頂きまして誠にありがとうございました。

次期計画の策定スケジュールについて説明を申し上げます。本日の推進会議のご意見等を参考にさせていただき、また、現在、他部局において策定中の関連計画との整合性を図りながら計画案を作成し、11月を予定としてパブリックコメントを実施いたします。その時期に合わせまして、委員の皆様には計画案を送付させていただきまして、改めてご意見等をいただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

ここで、次回の推進会議の開催日程等について、ご案内申し上げます。次回の会議の開催は、現在のところ年明けの1月27日水曜日を予定しております。ただ、新型コロナウイルス感染症の状況によりまして変更等が生じる可能性もありますので、改めてその際にはお知らせさせていただきたく存じます。委員の皆様にはお忙しいところ誠に恐縮ではございますが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

それでは以上をもちまして、第27回とちぎ食の安全・安心推進会議を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。